

## 県産農林水産物等の放射性物質検査における公表方法の見直しについて

### 1 概要

平成27年以降、県産農林水産物の放射性物質検査の結果公表について、原則として毎週水曜日に検査結果の記者発表及び厚生労働省への報告を行ってきたところ(基準値を超過した品目の場合はその都度公表)。

令和8年3月に東日本大震災から15年が経過し、食品の放射性物質検査について基準値超過点数の減少や出荷制限解除が進む現状を踏まえ、情報公開の窓口を「みやぎ原子力情報ステーション」に一本化し、公表方法を見直すもの。

### 2 見直し内容

県産農林水産物等の放射性物質検査の結果について、令和8年3月から、「みやぎ原子力情報ステーション」での公表を基本とする。

なお、基準値超過時等、県民への注意喚起が必要な場合は、併せて記者発表(投げ込み)を行う。

### 3 現行と見直し後の比較

	現行	見直し後(令和8年3月以降)
プレスリリース	農産物 畜産物 水産物 林産物 ※食産業振興課で取りまとめ 毎週水曜日 県政記者会等(広報課)	農産物 畜産物 水産物 林産物 野生鳥獣肉(※2) 流通食品 基準値超過時等 県民への注意喚起が必要な場合(※1) 県政記者会等(広報課)
	野生鳥獣肉 流通食品 各課で月1~2回程度 県政記者会等(広報課)	
原子力情報ステーション	農産物 畜産物 水産物 林産物 各課で毎週水曜日 原子力情報ステーション	変更なし
	野生鳥獣肉 流通食品 各課で月1~2回程度 原子力情報ステーション	

※1：出荷制限指示並びに出荷自粛の品目及び市町村において基準値超過した場合などはこの限りでない。

※2：野生鳥獣肉のうち、食用のイノシシ肉及びシカ肉については、全頭検査及び基準値超過品の全量廃棄を行っていることから、基準値超過時においても引き続き月1回の記者発表とする。

### 4 その他

農産物、畜産物、水産物、林産物の月ごとの集計(月報)及び年ごとの集計(年報)は、引き続き作成し、食産業振興課ホームページで公表する。